

令和6年
4月入所

令和6年度保育所・認定こども園の入所申し込み

子育て支援課 ☎820-5623

- ◆**申込書類配布**
10月16日(月)から子育て支援課で配布します。(在園児は入所している保育所などで配布します)
- ◆**申込受付**
時11月1日(水)~24日(金) 8:30~17:00 (土日・祝日を除く)
所子育て支援課 または 電子申請
※窓口での申込時には、家庭状況や入所児童の様子が変わる人がお越しください。
同同居者全員のマイナンバー(個人番号)、申請者(保護者)の本人確認書類(運転免許証など)
- ◆**入所要件(保育所などに入所できる児童とは)**
町内在住で保護者が次の①~④のいずれかに該当し、日々の通園や集団保育が可能な乳幼児(概ね生後6か月以上で小学校就学前まで)
①仕事をしている(居宅内外を問わず、1日3時間以上かつ月48時間以上働いていること)
②出産前後(入所期間は産前2か月、出産月、産後2か月の計5か月)
③保護者の疾病・障害など
④求職活動(起業準備を含む。ただし、入所期間は最長3か月)
※この他にも入所要件に当てはまる場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください、子育て支援課まで問い合わせください。

- ◆**産休・育児休業満了の人の申込み**
令和6年5月以降に産休・育児休業が満了し、令和6年9月までに保育所などへの入所を希望する人も、受付期間内に申請が可能です。
※令和6年10月以降に入所希望の人は、この期間に受付はできません。各月の申請締切日までに手続きください。

- ◆**審査および入所決定**
提出書類をもとに、保育の必要性の高い乳幼児から入所を決定します。先着順ではありません。
定員などの理由により、希望の保育所などに入所できない場合があります。
保護者の就労時間や状況などにより、保育標準時間(11時間)または保育短時間(8時間)の2つに保育時間が分かれます。
※家庭で保育ができないことを証明する書類が必要な対象者としては同居している者を含めませんが、優先度の決定に際しては同居している者を含めて決定します。

令和6年度 町内保育所・認定こども園 案内

保育所・認定こども園名	保育時間		一時保育	病後児保育
	標準時間	短時間		
くまの・みらい保育園(保育所)	7:30~18:30 (最長11時間)	8:30~16:30 (最長8時間)	実施	実施
くまの中央保育園(保育所)				
保育所ひかり学園(認定こども園)				
はつかみこども園(認定こども園)				
認定こども園聖徳幼稚園				
認定こども園第二聖徳幼稚園				

※認定こども園については、教育認定(幼稚園部分)と保育認定(保育所部分)に分かれます。教育認定の利用については、直接園に問い合わせください。

〈令和6年5月以降の随時申込み〉

令和6年5月以降の入所は、入所希望月の前月1日(土日・祝日の場合はその翌日)までに、申込みが必要です。この場合、入所日は原則としてその翌月の1日となります。
※令和7年1月から令和7年3月の入園・転園については、保護者が求職中の場合の申込みは受け付けておりません。

令和5年度介護予防・生活支援員養成講座を開設します

訪問介護員(ヘルパー)が提供しているサービスの中で、専門的な知識や技能を必要としないゴミ出しや調理、掃除や買い物などといったサービスを提供する支援員を養成する講座です。修了後は、町が指定または委託した介護事業所において就労することができますので、ぜひ参加ください。

【プログラム日程】

	日程	テーマ
1	11月15日(水) 13:30~15:30	・オリエンテーション ・支援者に必要なコミュニケーション技術
2	11月29日(水) 10:00~12:00	・老化を学ぶ ・介護保険制度
3	12月6日(水) 13:30~15:30	・認知症を知る
4	12月20日(水) 13:30~15:30	・生活支援と介護予防
5	令和6年1月10日(水) 13:30~15:30	・基本的な料理の知識
6	令和6年1月17日(水) 13:30~15:30	・生活援助 ・リスク管理と緊急対応
7	令和6年1月31日(水) 10:00~12:00	・修了式 ・事業所紹介

こんな方におすすめします

- ・育児、介護、仕事のすきま時間を利用して仕事したい
- ・定年後の生きがいづくりがしたい
- ・自分の介護予防や健康のためにがんばりたい
- ・新しい友人や人間関係をつくりたい

次のいずれにも該当する人

- ①概ね30歳以上の健康な人
- ②研修プログラムに全日程参加でき、修了後介護予防・生活支援員として就労し、活躍する意欲のある人

所役場 3階会議室(第5回のみ町民会館) 定15人
申10月31日(火)までに電話または電子メールにて申込み

所高齢者支援課 ☎820-5605
✉korei@town.kumano.hiroshima.jp

成年後見制度セミナー「わたしのために、家族のために～考えよう、成年後見制度～」

家族に認知症の症状が現れたとき、どのような困りごとが生じるのでしょうか。
「成年後見制度」は、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力に不安のある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることを支援するための制度です。
基礎から正しく理解し、必要なときに利用できるように、将来に備えて一緒に学んでみませんか。

▷講師
まつたに社会福祉士事務所
松谷恵子



時11月1日(水) 14:00~15:30
所町民会館 1階集会室
定50人(要申込)

申10月25日(水)までに高齢者支援課に申込み
所高齢者支援課 ☎820-5605



福祉機器リサイクル事業をご存知ですか

家庭で使わなくなった車いすや介護用ベッドなどの福祉機器、ベビーカーなどのリサイクル用品について「譲りたい人」と、それを「譲ってほしい人」の橋渡しをしています。
原則、町内在住者
無料※営利目的には使用しないでください。
▷現在、譲渡できる機器
車いす、介護用ベッド、ポータブルトイレ、ベビーカーなど
所熊野町社会福祉協議会 ☎855-2855 (社会福祉課)

献血にご協力ください

時10月31日(火) 9:00~11:00
13:00~16:00

所役場
◎**新型コロナワクチンを接種された人へ**
mRNAワクチンを含む、RNAワクチン(ファイザー社と武田/モデルナ社)を接種された人は、接種後48時間を経過していれば献血にご協力いただけます。
※「ウイルスベクターワクチン(アストラゼネカ社)」は、接種後6週間経過で献血可能。
所熊野町公衆衛生推進協議会(生活環境課内)
☎820-5606

シルバーリハビリ体操教室情報 いつでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です
所地域福祉会館 毎週木曜13:30~14:30 ※10/26(町民会館学習室)
所東防災交流センター1・2・3 毎週木曜10:00~11:00
所西防災交流センターA 毎週金曜13:30~14:30 ※10/27、11/3休
所西防災交流センターB 毎週火曜13:30~14:30
所東ふれあい教室 毎週金曜10:00~11:00 ※11/3休
所西ふれあい館C 毎週月曜13:30~14:30